

(はじめに)

## 第1 サービス内容

大府市において共同運用する知多広域消防指令センター（以下「指令センター」という。）が提供するNet119緊急通報システム（以下「Net119」という。）の利用を希望される方は、本規約の全てをお読みいただき、御同意された場合に限り、あらかじめ登録をすうえで御利用ください。

(適用)

## 第2 利用規約の適用

本規約は、Net119及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

(概要)

## 第3 サービス概要

Net119は、聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末などからインターネット（Web）を使って、簡単な画面操作で119番通報を行なうことができる行政サービスです。

(指令センター管轄区域)

## 第4 指令センターの管轄区域（知多地域内）

指令センターの管轄区域は、半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町（以下「知多地域」という。）です。

(条件)

## 第5 利用の条件

- 1 利用対象者は、聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方で、大府市にお住まいの方、又は大府市に通勤・通学されている方です。音声による通報が可能な方は音声による119番通報を御利用ください。
- 2 登録後に明らかに音声による通報が可能であると大府市消防本部が判断した場合は、登録

を抹消することがあります。

- 3 Net119 は、日本語によるチャット（文字を使った会話）ができる方のみ利用できます。
- 4 Net119 の利用には、事前登録が必要です。
- 5 利用にあたっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能、及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン、タブレット端末、一部の高性能フィーチャーフォン（以下「端末」という。）が必要となります。
- 6 Net119 を利用いただけるのは、「利用者」として登録された方、御本人のみです。
- 7 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行なわれ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行なっています。これに伴ない、安全な通信ができない端末では、Net119 が利用できない場合があります。
- 8 Net119 は、全ての端末での動作を保証するものではありません。機種によっては、正常に動作しないなどの理由で、利用をお断わりすることがあります。また、Net119 のバージョンアップなどにより、それまで動作していた端末であっても、利用できなくなる場合があります。この場合は、登録されているメールアドレスあてに事前にお知らせしますので、引き続き利用を希望する場合は、新しい機種に買い換えるなどの処置をお願いします。
- 9 通報を行なうには、GPS 機能をON に設定する必要があります。
- 10 通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合も考えられるため、常にON にしておくことをおすすめします。
- 11 迷惑メールフィルタリングなどを利用の場合には、「web119.info」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。受信拒否（ドメイン指定など）が設定されている場合は、設定を解除するか、ドメイン受信設定の登録をお願いします。（機種により設定方法が異なりますので、設定方法について不明な場合は、各利用端末の取扱説明書や販売店等で、御確認をお願いします。）
- 12 利用する端末は、ロックを有効にするなど、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。

13 認証 エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問合せ」に記載の連絡先まで御連絡ください。

14 Net119 は、緊急通報以外には使用できません。

(利用登録)

## 第6 利用登録に関する注意事項

1 複数の端末でNet119の利用を希望される場合は、1台ごとに登録が必要になります。

2 登録にあたっては、通報を受けた指令センターが迅速に対応するため、また登録者の情報を適正に管理するための情報として、次の項目の登録が必要になります。

「氏名(フリガナ)」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「メールアドレス」

※ 使用できる文字：英数字、. (ピリオド)、- (ハイフン)、\_ (アンダーバー)、@ (アットマーク)

※ ピリオドの連続(..)やアットマークの直前のピリオド(.@)を含むメールアドレスは使用できません。

「障害の内容」、「端末種別」

3 利用者が救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よく行く場所の情報を登録することができます。いざという時に、大府市消防本部・指令センターが利用者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。

「よく行く場所の名称」、「よく行く場所の住所」

4 通報時に体調不良などの理由により連絡がとれなくなった場合に備え、救急隊や

消防隊が場所を特定するために使用する情報として、連絡先や緊急連絡先に関する

情報を登録することができます。いざという時に、大府市消防本部・指令センターが

通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することを強くおすすめします。

「FAX番号」、「連絡先電話番号」、「緊急連絡先氏名(フリガナ)」、「緊急連絡

先続柄」、「緊急連絡先電話番号」、「緊急連絡先FAX番号」、「緊急連絡先メールアドレス」

5 通報時に何らかの理由で大府市消防本部・指令センターから利用者に連絡が取れなくなっ

てしまった際には、緊急連絡先<sup>きんきゅうれんらくさき</sup>に登録された方に居場所<sup>いばしょ</sup>の問合せ<sup>たいあわ</sup>を行なう場合があります。

御家族<sup>ごかぞく</sup>などの問合せ<sup>たいあわ</sup>に対応<sup>たいおう</sup>いただける方を登録<sup>かた</sup>してください。

6 緊急連絡先<sup>きんきゅうれんらくさき</sup>に登録<sup>とうろく</sup>しようとする場合は、事前<sup>ばあい</sup>に緊急連絡先<sup>きんきゅうれんらくさき</sup>として登録<sup>とうろく</sup>される方から同意<sup>かた</sup>を得<sup>どうい</sup>てください。登録<sup>かた</sup>後に大府市<sup>おおふし</sup>から登録<sup>とうろく</sup>された方に意思<sup>いし</sup>の確認<sup>かくにん</sup>を行なう場合<sup>おこ</sup>もあります。

7 登録<sup>とうろく</sup>いただいた情報<sup>じょうほう</sup>は、緊急時<sup>きんきゅうじ</sup>に大府市<sup>おおふし</sup>消防本部<sup>しょうぼうほんぶ</sup>・指令センター<sup>しれい</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>と判断<sup>はんだん</sup>した場合<sup>ば</sup>において、消防<sup>しょうぼう</sup>・救急活動<sup>きゅうきゅうかつどう</sup>に必要な<sup>みと</sup>と認められる範囲<sup>はんい</sup>で、行政機関<sup>ぎょうせいきかん</sup>や医療機関<sup>いりょうきかん</sup>、警察等<sup>けいさつとう</sup>に対して情報提供<sup>じょうほうていきょう</sup>を行<sup>おこ</sup>ないます。また知多地域<sup>ちたちいきがい</sup>以外<sup>いかに</sup>を管轄<sup>かんかつ</sup>する消防機関<sup>しょうぼうきかん</sup>が通報<sup>つうほう</sup>を受け付け<sup>う</sup>た場合<sup>あつ</sup>も同様の取り扱<sup>と</sup>いとなります。

8 大府市外<sup>おおふしがい</sup>にお住まい<sup>す</sup>で、大府市<sup>おおふし</sup>に通勤<sup>つうきん</sup>・通学<sup>つうがく</sup>されている方が利用<sup>かた</sup>を希望<sup>りよう</sup>する場合は、通勤<sup>きぼう</sup>先<sup>ばあい</sup>・通学先<sup>つうきん</sup>に関する情報<sup>じょうほう</sup>を必<sup>かな</sup>らず登録<sup>とうろく</sup>してください。

「勤務先<sup>きんむさき</sup>（学校<sup>がっこう</sup>）名称<sup>めいしょう</sup>」、  
「勤務先<sup>きんむさき</sup>（学校<sup>がっこう</sup>）住所<sup>じゅうしょ</sup>」、  
「電話<sup>でんわ</sup>・FAX<sup>ばんごう</sup>番号<sup>ばんごう</sup>」

9 救急隊<sup>きゅうきゅうたい</sup>が搬送先<sup>はんそうさき</sup>の病院<sup>びょういん</sup>を選<sup>せん</sup>定<sup>てい</sup>する場合<sup>ばあい</sup>の参考情報<sup>さんこうじょうほう</sup>として、既往歴<sup>きおうれき</sup>や掛かり付け医療機<sup>か</sup>関<sup>つ</sup>の情<sup>いりょうき</sup>報<sup>き</sup>を登録<sup>かん</sup>することができ<sup>とうろく</sup>ます。円滑<sup>えんかつ</sup>な病院選<sup>びょういん</sup>定<sup>せんてい</sup>のため<sup>えんかつ</sup>に登録<sup>とうろく</sup>することをおすす<sup>め</sup>し<sup>め</sup>ます。

「既往症<sup>きおうしょう</sup>」、  
「掛かり付け医療機関名<sup>か</sup>（いりょうきかんめい）」、  
「掛かり付け医療機関住所<sup>か</sup>（いりょうきかんじゅうしょ）」、  
「掛かり付け医<sup>か</sup>療<sup>つ</sup>機関当<sup>いりょうきかんでんわばんごう</sup>担<sup>ごう</sup>医師<sup>い</sup>」、  
「掛かり付け医療機関電話番<sup>いりょうきかんでんわばんごう</sup>号<sup>ごう</sup>」

10 救急隊<sup>きゅうきゅうたい</sup>や消防隊<sup>しょうぼうたい</sup>が現場<sup>げんば</sup>へ到着<sup>とうちやく</sup>し活動<sup>かつどう</sup>するうえでの参考情報<sup>さんこうじょうほう</sup>として自宅<sup>じたく</sup>における健聴者<sup>けんちやうしゃ</sup>の有無<sup>う</sup>や手話<sup>しゅわ</sup>、筆談<sup>しつだん</sup>が<sup>とうろく</sup>できるかどうかを登録<sup>えんかつ</sup>することができ<sup>げんばかつどう</sup>ます。円滑<sup>えんかつ</sup>な現場活<sup>げんばかつどう</sup>動<sup>どう</sup>のため<sup>えんかつ</sup>に登録<sup>とうろく</sup>することをおすす<sup>め</sup>し<sup>め</sup>ます。

「自宅<sup>じたく</sup>に健聴者<sup>けんちやうしゃ</sup>」、  
「手話<sup>しゅわ</sup>又<sup>また</sup>は筆談<sup>しつだん</sup>の状<sup>じょう</sup>況<sup>きやう</sup>」

11 次の事由<sup>つぎ</sup>が発生<sup>じゆう</sup>した場合<sup>はっせい</sup>には、速<sup>すみ</sup>やか<sup>たいあわ</sup>に「問合せ<sup>きさい</sup>」に記<sup>れんらくさき</sup>載<sup>こ</sup>の連絡先<sup>れんらくさき</sup>まで御連<sup>これんらく</sup>絡<sup>かく</sup>いた<sup>だ</sup>くか、  
必要<sup>ひつよう</sup>な申請書<sup>しんせいしょ</sup>を提出<sup>ていしゆつ</sup>してください。

(1) 転居<sup>てんきよ</sup>やメールアドレス等<sup>とう</sup>の登録情報<sup>とうろくじょうほう</sup>に更<sup>へん</sup>更<sup>こ</sup>があ<sup>つ</sup>った場合<sup>ばあい</sup>

(2) 端末<sup>たんまつ</sup>の機種更<sup>きしゆへんこ</sup>更<sup>こ</sup>を行<sup>おこ</sup>な<sup>つ</sup>った場合

(3) Net119<sup>ねっといちいきゅう</sup>の利用条件<sup>りようじょうけん</sup>を満<sup>み</sup>たさな<sup>な</sup>くな<sup>つ</sup>った場合<sup>ばあい</sup>

(4) Net119 の利用を中止したい場合

12 Net119 の利用意思を確認するために、指令センターから登録されたメールアドレスあてに定期的にメールを送信することがありますので、メールの記載内容に沿って返信をしてください。

長期間にわたり応答がない場合など、利用意思を確認できない場合には、利用の停止措置又は利用者情報の抹消をすることがあります。

13 利用者別に発行される本登録用 URL は個人を認証する重要な情報になりますので、なりすまし通報の防止のため、他人に知らせないでください。

(通報)

## 第7 通報時の注意事項

1 音声通話により 119 番通報が可能の方が近くにいる場合は、音声通話による

119 番通報を依頼することも考慮してください。

2 通報を行なう際には、初めに「Net119」を起動し、続けて「火事」、「救急」、「その他」の通報種別を選択し、その次に、今いる場所を「自宅」、「現在地」から選択してください。

3 今いる場所として「自宅」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報と併せて、事前に登録した住所が指令センターに送られます。「現在地」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が指令センターに送られます。GPS測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。

4 現在位置の入力が完了すると、通報が指令センターに接続され、チャットを開始します。詳しい状況を教えてください。

5 チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字などは使用しないでください。

6 チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、指令センターから登録されたメールアドレスあてに「呼び返しメール」を送付する場合があります。メールが受信できる状態にしてください。

7 「呼び返しメール」が確実に受信できるように、登録しているメールアドレスに変更があっ

ばあいには、すみやかにとうろくじょうほうのへんこうてつづきをおこなってください。

8 つうほうちてんがふめいばあいしゆどくいちじょうほうをおおのべつしゆだんでのつうほう(だいさんしよによるつうほうなど)をあんないするばあひがあります。

9 あきらかにいたずらつうほうかいと解されるばあひは、いごのつうほうじゆしんきゆひばあひ(りようふのう) (利用不能)

## だい 第8 サービス利用ができない場合

1 ネットいちいちきゅうにっぽんこくないでのみりよういただけます。かいがいきんきゅうつうほうとこうさきせいどもといておこなってください。

2 ネットいちいちきゅうをりようするためには、けいだいでんわがいしゃのつうしんもうつかうことちか、とんねるちか・たてものなかでんぱとどところのつうしんもうがい、ネットいちいちきゅうをりようできないばしよがあります。

3 インターネットをりようしているため、つうしんじぎょうしや、ぷろばいだじぎょうしやとうのこうじメンテナンスあよこんざつ、つうしんでんぱじょうきょうによりりようできないばあひがあります。

4 なんらのりゆうによりネットいちいちきゅうによるつうほうができないばあひは、べつしゆだんだいさんしよによるつうほうとうひやくじゅうきゅうばんつうほうをおこなってください。

5 ネットいちいちきゅうのメンテナンスをおこなばあひには、つうほうしれいじぜんにとうろく登録メールアドレスへつうち通知しますので、つねにじゆしん受信できるようにしてください。ただし、きんきゅう緊急でメンテナンスがひつようとなったばあひは、じぜんれんらくなくじっし実施することがあります。

6 おおぶしは、りようしやへのじぜんつうち通知により、いかなるほしやうをすることもなくネットいちいちきゅうぜんぶまたいちぶをていしへんこうきゅうしまたはいしできるものとします。

とうがいていしなどによって、りようしやまただいさんしよそんがいしよあひおおぶしなんらのせきにんもおおわらないものとします。

(こじんじょうほう) (個人情報)

## だい 第9 個人情報 の保護及び取り扱い

1 おおぶしは、ネットいちいちきゅうしゆうしゅうでこじんとくていまたとくていえじょうほう(たの

情報 との照合 により個人を特定できる情報 を含む。) (以下「個人情報 」という。)

を、大府市個人情報保護条例 をはじめとした関係例規に基づき、適正に管理し、登録された  
個人情報は、Net119 を利用した緊急通報 に関する業務の範囲内で使用し、目的外の  
使用はしません。

2 知多地域の管轄外からの通報が行なわれた場合、その場所を管轄する消防機関 へ通報を転  
送します。その際、登録いただいた利用者情報 も含めて管轄の消防機関 へ転送することが  
あります。

3 知多地域以外の管轄消防機関 から搬送先医療機関 へ登録情報 を含む通報情報 を提供  
することがあります。

4 Net119 の登録情報及 び通報内容 (通報画面 (チャット画面等) に入力される情報  
及 び通報した位置情報等 ) が、Net119 の運用保守及 び消防救急業務 の記録保全を自  
的として、指令センター及 びコンピュータシステムの運用保守を行なう事業者 (ソフトウェア  
及 びハードウェアの保守の委託先を含みます。) によってアクセスされます。

5 退会等に伴う登録抹消 の後においても、登録情報及 び通報内容並 びに通信履歴は、  
Net119 の運用保守及 び消防救急業務 の記録保全を目的として、相当の期間が経過する  
まで保管します。

6 個人情報 の開示・訂正・削除などの問合せは、大府市消防本部 まで御連絡ください。

(利用責任)

## 第 10 利用者の責任負担

利用者は、自己責任においてNet119 を利用するものとします。サービスの利用に必要な機  
器の準備及 び通信料 の負担は、利用者の責任において行なうものとします。大府市Net119  
について慎重 に管理をしますが、利用者がNet119 の利用に際して行なった一切の行為、そ  
の結果及 び当該行為 によって被むった損害について、損害の原因が大府市にある場合を除き何ら  
責任を負わないものとします。

(禁止事項)

## 第 11 サービス利用上の禁止行為

利用者<sup>りようしゃ</sup>は第10<sup>だい</sup>に定めるもの<sup>さだ</sup>の他に<sup>ほか</sup>、Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>の利用<sup>りよう</sup>にあたって、以下<sup>いか</sup>の行為<sup>こうい</sup>又はそのおそれ<sup>おそ</sup>がある行為<sup>こうい</sup>を行<sup>おこ</sup>なってはならないものとします。以下<sup>いか</sup>の行為<sup>こうい</sup>が認め<sup>みと</sup>られた場合<sup>ばあい</sup>には、機能<sup>きのう</sup>を制限<sup>せい</sup>する、登録<sup>とうろく</sup>を抹消<sup>まっしょう</sup>するなどの措置<sup>そち</sup>をとらせていただく場合<sup>ばあい</sup>があります。

- (1) 法令<sup>ほうれい</sup>、インターネット上<sup>じょう</sup>で一般的<sup>いっぱんてき</sup>に遵守<sup>じゆんしゆ</sup>されている規則<sup>きそく</sup>等に違反<sup>いはん</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (2) 他<sup>た</sup>の利用者<sup>りようしゃ</sup>、大府市<sup>おおふし</sup>又は第三者<sup>だいさんしゆ</sup>に不利益<sup>ふりえき</sup>又は損害<sup>そんがい</sup>を与える行為<sup>あた こうい</sup>
- (3) 人権侵害<sup>じんけんしんがい</sup>・差別行為<sup>さべつこうい</sup>、これらを助長<sup>じゅちやう</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (4) 公序良俗<sup>こうじょりやうそく</sup>に反<sup>はん</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (5) 法令<sup>ほうれい</sup>に違反<sup>いはん</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (6) 自殺<sup>じさつ</sup>を誘引<sup>ゆういん</sup>又は勧誘<sup>かんゆう</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (7) 虚偽<sup>きよぎ</sup>の情報<sup>じょうほう</sup>を登録<sup>とうろく</sup>・投稿<sup>とうこう</sup>・送受信<sup>そうじゆしん</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (8) 大府市<sup>おおふし</sup>の書面<sup>しやうめん</sup>による事前<sup>じぜん</sup>の承諾<sup>しょうだく</sup>を得<sup>え</sup>ずに、Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>に関連<sup>かんれん</sup>して営利<sup>えいり</sup>を追求<sup>ついきゅう</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (9) 大府市<sup>おおふし</sup>によるNet119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>の運営<sup>うんえい</sup>を妨害<sup>ぼうがい</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (10) Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>の信用<sup>しんよう</sup>を失墜<sup>しつたい</sup>、毀損<sup>きそん</sup>させる行為<sup>こうい</sup>
- (11) Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>を譲渡<sup>じやうど</sup>、貸与<sup>たいよ</sup>、公衆送信<sup>こうしゅうそうしん</sup>、使用許諾<sup>しやうきよだく</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (12) Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>を複製<sup>ふくせい</sup>、翻案<sup>ほんあん</sup>、編集<sup>へんしゅう</sup>、改変<sup>かいへん</sup>、逆<sup>ぎやく</sup>アセンブル<sup>ぎやく</sup>、逆<sup>ぎやく</sup>コンパイル<sup>ぎやく</sup>、リバースエンジニアリング<sup>りばーすえんじニアリング</sup>する行為<sup>こうい</sup>
- (13) その他<sup>た</sup>、大府市<sup>おおふし</sup>が不適切<sup>ふてきせつ</sup>と判断<sup>はんだん</sup>する行為<sup>こうい</sup>

(知的財産権<sup>ちてきざいさんけん</sup>等<sup>とう</sup>)

## 第12<sup>だい</sup> サービスコンテンツ<sup>けんり</sup>の権利<sup>けんり</sup>等<sup>とう</sup>

- 1 Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>に関するコンテンツ<sup>かん</sup>の権利<sup>けんり</sup>（所有権<sup>しやうゆけん</sup>、特許権<sup>とっきょけん</sup>・著作権<sup>ちやさくけん</sup>等<sup>とう</sup>の知的財産権<sup>ちてきざいさんけん</sup>、肖像権<sup>しやうざうけん</sup>、パブリシティ権<sup>ぱぶりしちけん</sup>等<sup>とう</sup>）は大府市<sup>おおふし</sup>又は当該権利<sup>とうがいけんり</sup>を有<sup>ゆう</sup>する第三者<sup>だいさんしゆ</sup>に帰属<sup>きぞく</sup>しています。
- 2 利用者<sup>りようしゃ</sup>は、Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>を利用<sup>りよう</sup>するにあたって、一切<sup>いっさい</sup>の権利<sup>けんり</sup>を取得<sup>しゆとく</sup>することはないものとし、大府市<sup>おおふし</sup>は、利用者<sup>りようしゃ</sup>に対し、Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>に関する知的財産権<sup>ちてきざいさんけん</sup>について、Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>を本規約<sup>ほんきぎやく</sup>にしたがってのみ使用<sup>しやう</sup>することができる、非独占<sup>ひどくせんてき</sup>かつ譲渡<sup>じやうど</sup>不能<sup>ふのう</sup>の実施権<sup>じっしけん</sup>ないし使用権<sup>しやうけん</sup>を許諾<sup>きよだく</sup>する

ものとします。

3 利用者<sup>りようしゃ</sup>は、所有権<sup>しよゆうけん</sup>、知的財産権<sup>ちてきざいさんけん</sup>、肖像権<sup>しやうざうけん</sup>、パブリシティ権<sup>ぱぶりしちけん</sup>など、Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>に関する一切<sup>いっさい</sup>の権利<sup>けんり</sup>を侵害<sup>しんがい</sup>する行為<sup>こうい</sup>をしてはならないものとします。

4 本条<sup>ほんじょう</sup>の規定<sup>きてい</sup>に違反<sup>いはん</sup>して権利侵害<sup>けんりしんがい</sup>等<sup>とう</sup>の問題<sup>もんだい</sup>が発生<sup>はっせい</sup>した場合<sup>ばあい</sup>、利用者<sup>りようしゃ</sup>は、自己<sup>じこ</sup>の負担<sup>ふたん</sup>と責任<sup>せきにん</sup>においてかかる問題<sup>もんだい</sup>を解決<sup>かいけつ</sup>するとともに、大府市<sup>おおふし</sup>に何ら<sup>なん</sup>の迷惑<sup>めいわく</sup>又は損害<sup>そんがい</sup>を与えないものとし、仮に大府市<sup>おおふし</sup>に損害<sup>そんがい</sup>を与えたときは、大府市<sup>おおふし</sup>に対しての当該損害<sup>たいとうがいそんがい</sup>の全て<sup>すべ</sup>を賠償<sup>ばいしょう</sup>していただきます。

(免責事項<sup>めんせきじこう</sup>)

### 第13 権利侵害<sup>けんりしんがい</sup>の責任免除<sup>せきにんめんじょ</sup>

1 Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>に関する情報<sup>かんじょうほう</sup>が利用者<sup>りようしゃ</sup>若しくは第三者<sup>だいさんしや</sup>の権利<sup>けんり</sup>を侵害<sup>しんがい</sup>し、又は当該権利侵害<sup>またとうがいけんりしんがい</sup>に起因<sup>きいん</sup>して紛争<sup>ぶんそう</sup>が生じた場合<sup>しょう</sup>であっても、その侵害<sup>しんがい</sup>及び紛争<sup>ぶんそう</sup>について、大府市<sup>おおふし</sup>は、何ら<sup>なん</sup>の責任<sup>せきにん</sup>も負わないものとします。

2 利用者<sup>りようしゃ</sup>の端末機<sup>たんまつき</sup>環境<sup>かんきやう</sup>又は通信環境<sup>つうしんかんきやう</sup>などその他の理由<sup>そのた りゆう</sup>によっては、Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>が正常<sup>せいじょう</sup>に利用<sup>りよう</sup>できない場合がありますが、これにより利用者<sup>りようしゃ</sup>に生じた損害<sup>しょう</sup>について、大府市<sup>おおふし</sup>は、何ら<sup>なん</sup>の責任<sup>せきにん</sup>も負わないものとします。

3 Net119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>を利用者<sup>りようしゃ</sup>の端末機<sup>たんまつき</sup>に登録<sup>とうろく</sup>するにあたって利用者<sup>りようしゃ</sup>の端末機<sup>たんまつき</sup>がコンピュータウイルスなどに感染<sup>かんせん</sup>し、利用者<sup>りようしゃ</sup>に損害<sup>そんがい</sup>が生じた場合<sup>しょう</sup>であっても、大府市<sup>おおふし</sup>は、何ら<sup>なん</sup>の責任<sup>せきにん</sup>も負わないものとします。

4 天災<sup>てんさい</sup>・事変<sup>じへん</sup>などの非常事態<sup>ひじょうじたい</sup>によりNet119<sup>ねっといちいちきゅう</sup>が正常<sup>せいじょう</sup>に利用<sup>りよう</sup>できない場合<sup>ばあい</sup>、大府市<sup>おおふし</sup>は、何ら<sup>なん</sup>の責任<sup>せきにん</sup>も負わないものとします。

(規約改定<sup>きやくかいてい</sup>)

### 第14 規約改定<sup>きやくかいてい</sup>の告知<sup>こくち</sup>・効力<sup>こうりよく</sup>

大府市<sup>おおふし</sup>は、本規約<sup>ほんきやく</sup>を随時改訂<sup>すいじかいてい</sup>することができるものとします。大府市<sup>おおふし</sup>は本規約<sup>ほんきやく</sup>を改訂<sup>かいてい</sup>した場合<sup>ばあい</sup>、その都度<sup>つど</sup>、改定後<sup>かいていご</sup>の本規約<sup>ほんきやく</sup>を大府市消防本部<sup>おおふししょうぼうほんぶ</sup> ホームページ<sup>けいじ</sup>に掲示<sup>けいじ</sup>することによって利用者<sup>りようしゃ</sup>に告知<sup>こくち</sup>するものとし、改定後<sup>かいていご</sup>の本規約<sup>ほんきやく</sup>は当該掲示<sup>とうがいけいじ</sup>の時点<sup>じてん</sup>で効力<sup>こうりよく</sup>を生<sup>しょう</sup>じるものとします。

(協議<sup>きようぎ</sup>)

### 第15 疑義<sup>ぎぎ</sup>・問題<sup>もんだい</sup>の解決<sup>かいけつ</sup>ための協議<sup>きようぎ</sup>

ねっといちいちきゅう かんれん りようしゃ おおぶしまだ だいさんしゃ あいだ ぎぎ もんだい しょう ばあい  
Net119 に関連して利用者、大府市又は第三者との間で疑義、問題が生じた場合、その  
つとせいいい きょうぎ かいけつ はか  
都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

じゆんきよほう  
( 準拠法 )

だい にほんほう じゆんきよかいしゃく  
第 16 日本法の準拠解釈

ほんきやく にほんほう じゆんきよ どうほう かいしゃく  
本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

といあわ  
【問合せ】

〒 474-0023

おおぶしだいとうちようさんちようめ ばんち  
大府市大東町三丁目 202 番地

おおぶししょうぼうほんぶ しょうぼうしょ しょうぼうそうむだんとう  
大府市消防本部 消防署 消防総務担当

でんわばんごう  
電話番号 0562-47-2136

ばんごう  
ファックス番号 0562-47-2398

でんし  
電子メールアドレス obu-fire@city.obu.lg.jp